

令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務仕様書

1 事業概要

- (1) 名称
令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務（以下「本業務」という。）
- (2) 発注者
この仕様書の発注者は、鳥取県教育委員会事務局高等学校課（以下「事務局」という。）をいう。
- (3) 目的
県内の中・義務教育学校の、生徒、保護者及び教職員等に向けて、各県立高等学校（以下「各高校」という。）の特色ある学びなどを紹介し、広く情報発信を行うことで、中学生が興味・関心、適性等に応じた進路選択をするための一助とするとともに、広く県民に各高校の魅力や取組の周知・理解を図る。
- (4) 業務期間
契約締結日から令和8年9月30日までとする。
- (5) 予算額
金3,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
契約に定められた業務内容の遂行に当たって追加の費用負担が生じた場合、発注者の責による場合を除き、原則として受注者の負担とする。

2 業務内容等

業務内容等は次のとおりとする。

- (1) 出張体験入学の実施
 - ①時期、回数、時間、会場等
 - ・令和8年8月1日（土） 西部会場（イオンモール日吉津店）
※主に県中西部の県立高等学校約12校の参加を想定
 - ・令和8年8月2日（日） 東部会場（イオンモール鳥取北店）
※主に県東中部の県立高等学校約12校の参加を想定なお、開催時間は各会場とも午前10時から午後3時までを予定しているが、具体的な開催時間等は発注者と別途協議する。
 - ②内容
 - ア ステージイベント
 - ・生徒による各高校の魅力ある取組発表
 - ・生徒とファシリテーターの対談
 - イ ブースイベント
 - ・各高校のブースを設置（各高校が自由に取組をPRできる場の設置）
 - ③企画制作
 - ア 受託期間内の業務スケジュールの策定
 - イ 各種計画の策定・印刷
 - ・運営計画・会場使用計画・進行台本・危機管理対策等に係る計画の策定
 - ・トラブル対応等に係るマニュアル
 - ウ 発注者が要請する本業務の関連会議、関係者との打ち合わせ等への出席、会場の現地調査、調整等の実施、必要な関係機関等との連絡調整
 - エ 会場図（動線図・ゾーニング計画を含む）の作成（実施計画に盛り込むこと）
 - オ 出演者等のための各種資料の作成
 - カ 吊看板及び立看板等の作成
 - キ 会場設営に係る各種申請の手続き
 - ク その他発注者が求めるもの
 - ④運営
 - ア 運営要員（事務局職員、各高校教職員及び生徒も含む）の指導、指揮及び統括
 - イ 必要なスタッフの配置、指揮及び統括
 - ・進行管理ディレクター
 - ・音響・映像関係技術者
 - ・司会・進行者
 - ・その他必要な運営要員
 - ウ 出演者の管理及び誘導、トラック等での搬出入の管理及び誘導
 - エ 看板等仮設物の設営及び撤去
 - オ 業務運営に必要な物品の調達
 - ・消耗品
 - ・音響・映像（大型ディスプレイ等）関係機材 等
 - カ 音響・映像機材等の設営、操作及び撤去
 - キ その他発注者が求めるもの
- (2) 広報
 - ①時期、回数、時間
令和8年6月～8月の間に、(1)のイベント及び令和8年8月上旬に県中部地区で開催予定の同種イベントについて広報、および参加高校の魅力PRを行うこと。

②内容

ア 広報チラシの作成、周知

イ メディア、SNS等を活用するなど、(1)のイベント告知やPR

(3) その他

① (1)、(2)の業務に必要な各高校の必要情報や写真、動画などの素材については、受注者の求めに応じ発注者が提供するものとする。

② チラシその他本業務で作成される著作物(以下「著作物」という。)の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、発注者に帰属するものとし、発注者は著作物について、自由に公表、著作者名の省略、改変及び利用(二次的な利用を含む一切の利用をいう。)をすることができるものとする。

③ 施設利用料、付帯設備使用料は受注者が負担する。

3 再委託の禁止

受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

4 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、契約によって生ずる権利又は義務は、あらかじめ発注者の承認を受けた場合のほか、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

5 業務の適正な実施に関する事項

受注者は、関係法令の規程等を遵守すること。また、法令等の規定による官公署の免許、許可、認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けたうえで実施すること。

6 秘密の保持

(1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

(2) 発注者は、受注者が(1)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(3) (1)及び(2)の規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

8 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

9 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

11 業務実績報告及び検査

(1) 受注者は、業務完了日から15日以内に業務実績報告書を発注者に提出する。

(2) 発注者は(1)の業務実績報告書を受理した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

(3) 発注者は(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

(4) 受注者は(2)の規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修正し、発注者の検査を受けなければならない。

(5) (2)及び(3)の規定は、(4)の再検査の場合において準用する。

12 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

13 事故発生時の対応義務

(1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1 4 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1 5 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1 6 委託料の支払

- (1) 受注者は11の通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出する。
(2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。
(3) 発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

1 7 違約金

受注者は、業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

1 8 業務の中止

受注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

1 9 任意解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
(2) 発注者は（1）の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の30日前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は発注者及び受注者が協議して定める。

2 0 催告による解除

- (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相手の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
① 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
② 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
③ この契約に違反したとき。
(2) 受注者は、（1）の規定により契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

2 1 催告によらない解除

- (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
① 本業務の履行不能が明らかであるとき。
② 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
③ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
④ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が20の（1）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
⑤ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
⑦ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している

者を、発注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

(2) 受注者は、(1)の規定により契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らし受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

2.2 解除の制限

2.0の(1)及び2.1の(1)の①から④までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、2.0及び2.1の規定による契約の解除をすることができない。

2.3 賠償の予定

受注者が2.1の(1)⑤に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.4 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2.5 対象経費

本業務に要する対象経費(以下「委託料」という。)は、本業務の実施に直接必要となる経費(人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費等)とする。

なお、備品購入など、受注者の財産取得となる経費は原則として認めない。

2.6 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。